

南部町重度心身障害者医療費助成条例施行規則

平成 18 年 1 月 1 日規則第 86 号
改正 平成 20 年 3 月 28 日規則第 8 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 9 号
平成 21 年 9 月 11 日規則第 28 号
平成 27 年 4 月 30 日規則第 14 号
平成 28 年 3 月 28 日規則第 10 号
平成 29 年 7 月 26 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南部町重度心身障害者医療費助成条例（平成 18 年南部町条例第 132 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、重度心身障害者医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第 2 条 条例第 2 条の規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(受給者証の交付)

第 3 条 町長は、重度心身障害者医療費受給者証等交付（更新）申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を審査の結果、条例第 2 条に規定する対象者であって、条例第 3 条に規定する支給の制限を受けない者であることを確認したときは、対象者又は条例第 4 条に定める保護者に対し重度心身障害者医療費受給者証（様式第 2 号の 1。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。ただし、当該受給者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の適用を受ける者であるときは、受給者証に代えて重度心身障害者医療費受給者決定通知書（様式第 2 号の 2。以下「決定通知書」という。）を交付するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付して提出させるものとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の被保険者又は社会保険各法の

被保険者、組合員若しくはその被扶養者にあつては被保険者証

(2) 身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(3) 前年の所得（1月から9月までは前々年）が明らかになる書類

(4) その他町長が必要と認めるもの

3 受給者証又は受給者決定通知書（以下「受給者証等」という。）を交付したときは、重度心身障害者医療費受給者証交付台帳（様式第3号）を整備しておくものとする。

（受給者証等の有効期間）

第4条 受給者証等の有効期間は、町長が認定した日から翌年の9月30日までとする。ただし、当該認定の日が1月から9月までである場合は、当該認定の日の属する年の9月30日までとする。

（受給者証等の更新）

第4条の2 受給者証等の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証等の有効期限満了後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、受給者証等の更新を町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、毎年8月1日から同月30日までの間（9月1日から同月30日までの間に対象者の認定を受けた者については、町長が別に指定する期間）に、申請書に受給者証等及び第3条第2項に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（受給者証等の再交付）

第5条 対象者又は保護者は、受給者証等を亡失し、又はき損したときは、重度心身障害者医療費受給者証等再交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、再交付申請をすることができる。

（助成額の受給申請）

第6条 条例第6条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費支給申請書（様式第5号）に医療機関等の発行する領収書又は社会保険各法の保険者が発行する療養費附加給付金支給証明書を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、療養の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内にしなければならない。

（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の高額療養費等の申請

及び支給)

第7条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、国民健康保険法の規定による高額療養費の支給対象となる受給者の属する世帯の世帯主に高額療養費支給申請書（様式第6号）を提出させ、高額療養費給付額調書（様式第7号）2部を添えて保険者に送付するものとする。

2 前項の高額療養費支給申請書を提出させるに当たっては、町長に対して高額療養費のうち対象者に係る分の受領について委任をさせるものとする。

3 保険者は、受給者から第1項の申請があったときは、速やかに支給額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

4 町長は国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算医療費の支給対象となる受給者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費支給申請書を提出させるにあたっては、前2号の取り扱いに準じ、高額介護合算療養費のうち対象者に係る分の受領について委任状（様式第7号の2）により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費の受領の受任者である町長に支払うものとする。

（社会保険各法の高額療養費、付加給付等の取扱い）

第7条の2 町長は、受給者が社会保険各法の被保険者、組合員又はその被扶養者であって条例第6条の規定により支払われた助成額に条例第5条第1項に規定する保険者が当該医療に関し負担すべき額（以下「高額療養費等」という。）があるときは、高額療養費等の受領に関する委任を受けて、受給者に代わって社会保険各法の保険者から当該高額療養費等の支払を受けるものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、受給者から当該高額療養費等に相当する額の返還を受けることができる。

（助成額決定通知）

第8条 町長は、第6条の申請を受理したときはその内容を審査の上、当該申請に係る助成額を決定し、速やかに重度心身障害者医療費助成額決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（届出事項等）

第9条 条例第8条の規定による届出事項は、対象者又は保護者に関し次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は、重度心身障害者医療

費受給者証等交付申請事項変更届（様式第9号）に受給者証を添付して行うものとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 条例第2条第1号又は第2号若しくは第3号に定める者の障害の程度

(4) 対象者が加入している国民健康保険法、社会保険各法の被保険者又は組合員

(5) 対象者が加入している社会保険各法の保険者及びその所在地、名称

（添付書類の省略）

第10条 町長は、この規則に定める申請書又は届出に添付すべき書類のうち、公簿等によって証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（受給者証等の返還）

第11条 対象者が条例第2条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合又は条例第3条に規定する支給の制限を受ける場合は、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の名川町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成5年名川町規則第14号）、南部町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成12年南部町規則第28号）又は福地村重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成5年福地村規則第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日規則第28号抄）

この規則は、公布の日から施行し、この規則の規定による改正後の南部町乳幼児

医療費給付条例施行規則、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則及び南部町重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 30 日規則第 14 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 10 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 26 日規則第 24 号）

この規則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。